

松山圏域活性化戦略会議 規約の改正について

【改正理由及び新旧対照表】

(改正概要及び理由)

- ・戦略会議について、これまで関係団体から選出された者を委員として組織するという規約のもと、各団体の代表者等で組織していた。
- ・しかし、個人を委員とすることで、代表者等が変わるたびに委員の交代の手続きが必要となるほか、戦略会議へ代表者等が出席できない場合、代理出席の委任状が必要となるなど、事務局側・関係団体側両者の事務作業が増える弊害が出ていた。
- ・そこで、団体から選出された者を委員としてではなく、団体単位で会員として組織するというように規約を変更することで、代表者等の変更があっても、手続きは不要となる。また、戦略会議への出席に関しても代理出席の委任状は不要となり、事務作業の軽減が図れる。

(新旧対照表)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>○松山圏域活性化戦略会議 規約</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 戦略会議は、次に掲げる関係団体を<u>会員</u>として組織する。</p> <p>(1) 松山圏域連携協議会を<u>構成する市町</u></p> <p>(2) 戦略会議の目的及び活動の趣旨に賛同する団体等</p> <p>(削る)</p>	<p>○松山圏域活性化戦略会議 規約</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 戦略会議は、次に掲げる関係団体の<u>構成員を委員</u>として組織する。</p> <p>(1) 松山圏域連携協議会</p> <p>(2) 戦略会議の目的及び活動の趣旨に賛同する団体等</p> <p><u>2 戦略会議の委員は、関係団体から選出された者をもって充てる。</u></p>

(会長及び副会長)

第4条 戦略会議に会長及び副会長1人を置き、会長は松山市長をもって充て、副会長は会員の互選によってこれを定める。

2・3 (略)

(戦略会議)

第5条 戦略会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 戦略会議は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、戦略会議に会員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 (略)

第6条～第8条 (略)

(会長及び副会長)

第4条 戦略会議に会長及び副会長1人を置き、会長は松山市長をもって充て、副会長は委員の互選によってこれを定める。

2・3 (略)

(戦略会議)

第5条 戦略会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 戦略会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、戦略会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 (略)

第6条～第8条 (略)

松山圏域活性化戦略会議 規約（改正全文）

（名称及び目的）

第1条 この会議は、松山圏域活性化戦略会議（以下「戦略会議」という。）と称し、松山圏域（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町及び砥部町の区域をいう。以下同じ。）の産学官民が経済、福祉等の幅広い分野で連携することにより、圏域住民の暮らしと経済を守るとともに、圏域の一体的かつ持続的な発展を図り、もって魅力ある都市圏を形成することを目的とする。

（内容）

第2条 戦略会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について調査し、検討し、及び実施するものとする。

- （1）松山圏域の都市圏ビジョンの策定に関すること。
- （2）松山圏域の都市圏ビジョンの推進に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 戦略会議は、次に掲げる関係団体の構成員を会員として組織する。

- （1）松山圏域連携協議会を構成する市町
- （2）戦略会議の目的及び活動の趣旨に賛同する団体等

（会長及び副会長）

第4条 戦略会議に会長及び副会長1人を置き、会長は松山市長をもって充て、副会長は会員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、戦略会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（戦略会議）

第5条 戦略会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 戦略会議は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、戦略会議に会員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 戦略会議は、公開する。ただし、会長が必要と認めるときは、戦略会議に諮って非公開とすることができる。

(専門委員会)

第6条 戦略会議は、特定の分野に関する調査研究及び事業の推進の検討を行うため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、松山圏域に存する市町、経済団体、大学、金融機関、医療関係団体、福祉関係団体、観光関係団体、民間団体等の職員その他の構成員を委員として構成する。

3 専門委員会に委員長を置き、専門委員会の委員のうちから会長が指名する。

4 専門委員会の招集は、委員長が行うものとする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門委員会の委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 戦略会議の事務局は、松山市総合政策部企画戦略課に置く。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、会長が戦略会議に諮って定めるものとする。

付 則

この規約は、平成27年8月28日から施行する。

付 則

本改正規約は、令和2年10月●●日から施行する